



税金・年金

町税について

問 税務課 ☎37-0334 FAX52-6189

町税の概要

事業名	納税義務者など	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人町民税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に所得があった方 住所は有しないが、町内に事務所・事業所 店舗または家屋を所有する方			1期		2期		3期				4期	
		給与からの特別徴収:毎月											
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
法人町民税	町内に事務所、事業所を有する法人など												
固定資産税	1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有する方		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税 (種別割)	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方		全期										
国民健康保険税	世帯に国民健康保険の被保険者がいる世帯主			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
たばこ税	町内に営業所を有する小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者	毎月											
特別土地保有税	一定規模以上の土地を所有または取得している方												
入湯税	鉱泉浴場における入湯に対して入湯客の方												

納付方法

口座振替納付

指定の口座より納期限日に自動的に振替納付

窓口納付

指定の納付書で各金融機関の窓口で納付税を納入することができる庁舎内窓口は、下記のとおりです。

- ・三田川庁舎 会計窓口
- ・東脊振庁舎 会計窓口

税を納入できる金融機関

- ・佐賀県農業協同組合 本所、各支所、各出張所
- ・佐賀銀行 本支店及び各出張所
- ・佐賀共栄銀行 本支店及び各出張所
- ・佐賀東信用組合 本支店及び各出張所
- ・ゆうちょ銀行九州内(沖縄除く)

全国のコンビニエンスストアでも納付できます。スマートフォンアプリを利用した納付もできます。(対象税目:個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

※一部のコンビニエンスストアで取扱ができない場合もございますので御了承ください。また、下記の場合はお手数ですが従来どおり金融機関で納めてください。

- ・納付書の使用期限が過ぎている場合
- ・バーコードが印字されていない場合
- ・傷や汚れでバーコードが読み取れない場合
- ・納付書1枚の金額が30万円を超える場合

町税の電子申告について

問 税務課 住民税係

☎37-0334 FAX52-6189

吉野ヶ里町では、インターネットを利用した町税の電子申告システム(eLTAX:エルタックス)を利用できます。

➡ eLTAX(エルタックス)の特徴

役場に出向いたり、郵送したりせずに、自宅や職場から、インターネットを通じて申告できます。複数の地方自治体への申告が、一度にまとめてできます。電子申告用のソフトを利用することにより、計算や申告書作成が簡単にできます。

利用できる手続き

- ・法人町民税の申告
- ・個人住民税の給与支払報告書の提出
- ・固定資産税の償却資産に係る申告書の提出
- ・法人の設立届、異動届、特別徴収義務者の名称変更届出など

給与支払報告書のeLTAX・光ディスク等による提出について

問 税務課 住民税係

☎37-0334 FAX52-6189

平成30年度の税制改正により、令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、前々年の国税に対する源泉徴収票の提出枚数が、100枚以上の場合、光ディスク等またはeLTAX(地方税ポータルシステム)による提出が義務付けられました。(令和2年12月31日以前の提出分については、1,000枚以上の場合となります。)

➡ 提出方法

- eLTAXによる提出
eLTAXとは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した住民税などの電子申告システムです。
- 光ディスク等による提出
「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書」を10月末までに提出いただき、承認となる事業所には承認書をお送りいたします。承認書が届きましたら、1月31日までに内容をご確認の上、データを提出してください。

各種証明書の交付(郵送請求・窓口請求)

問 税務課

☎37-0334

FAX52-6189

➡ 税関係手数料

手数料種別	単位	手数料
納税に関する証明 (軽自動車税の車検用・国民健康保険税申告用は無料)	1件	300円
公租公課に関する証明	1件	300円
土地、建物、物件に関する証明	1件	300円
住宅家屋証明	1件	1,300円
公簿、図面の閲覧	1件	300円
公簿、図面の謄写	1枚	300円
その他の証明	1件	300円

➡ 窓口にて請求する場合

窓口にて交付請求書がありますので、必要事項を記入の上、申請してください。
本人確認を行ったうえで、発行いたします。
※代理人申請の場合は委任状が必要です。
※住宅家屋証明及び名寄帳については、税務課(三田川庁舎)でのみ発行しています。

各種証明書を交付するところ

三田川庁舎1階 ・住民課(住民係)・税務課
東脊振庁舎1階 ・住民課(住民係)

➡ 郵送にて請求する場合

所得証明書等は原則、その年の1月1日時点での住所地で発行となります。
※収入のない方は、別途、住民税申告書の提出が必要となる場合があります。

郵送請求に必要なもの

- ・交付請求書(郵便請求用)
- ・返信用封筒
- ・手数料(定額小為替)1通につき300円
- ・本人確認書類の写し
- ・委任状等(本人以外の方が請求される場合)




税金・年金

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。


国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生


第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している方


- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)



第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。*受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないで死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

👉 こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

	「こんなとき」具体例	必要なもの	期間
加入するとき	20歳になったとき (厚生年金の加入者は除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑	
加入しているとき	加入者の死亡	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑など	14日以内
	住所の変更(転入時)	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑	
	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 扶養抹消年月日がわかる書類など	
	会社など退職したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 退職日のわかる書類	
年金を受けているとき	年金を受けようとするとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本など	受給対象になったとき
	引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている方は不要)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給者現況届 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑	誕生月または指定された日
	年金を受けていた方が死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本など	14日以内
住所・氏名の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑など		

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。